

# 土砂が適正に処理されるために

～ 広島県土砂の適正処理に関する条例のあらまし ～

土砂を適正に処理するために  
必要な手続きをお知らせします

土砂搬出の届出

土砂埋立行為の許可

土砂搬入禁止区域の指定

県土の秩序ある利用

県民の生活の安全確保

広島県農林水産局森林保全課

# 土砂を搬出しようとするとき

## 1 工事区域外へ土砂を搬出するときは届出が必要です

建設工事などで発生する土砂を工事区域外へ搬出する場合には、搬出先などを記載した**処理計画書**を提出してください。

### 建設工事の区域からの搬出の場合

- ☆ 請負者（請負契約によらない場合は建設工事を行う者）が届出人となります。
- ☆ 土砂の搬出を開始する**20日前**までに届け出てください。

### 一時たい積場（ストックヤード）からの搬出の場合

- ☆ 一時たい積を行った者（埋立行為者）が届出者となります。
- ☆ 月間の処理計画を、その月の初日の**10日前**までに届け出てください。

## 2 届出の必要のない土砂の搬出もあります

次のような土砂の搬出については、処理計画書の届出は不要です。

- ☆ 搬出する土砂の数量の合計（一時たい積場からの搬出の場合は月間の搬出数量）が**500立方メートル未満**の場合
- ☆ 採石法又は砂利採取法の認可を受けて採取された土砂の搬出  
※1
- ☆ 災害復旧のために必要な応急措置として行う土砂の搬出
- ☆ 法令等に基づく処分による義務の履行として行う土砂の搬出 など

※1 廃土石の搬出は届出が必要です

## 3 処理計画が不適切な場合は知事が勧告します

- ☆ 土砂の搬出先において埋立てに必要な法令の許可等を受けていない場合など、処理計画として不適切と認められる場合には、知事が計画の変更等を**勧告**します。
- ☆ 知事の勧告に従わない場合は、**氏名等を公表**する場合があります。また、処理計画書が提出されなかったり、虚偽の計画書が提出されたような場合は、**処罰の対象**になります。



# 土砂の埋立てや盛土をしようとするとき

## 1 土砂による埋立て・盛土その他土地へのたい積を行う場合は許可が必要です

土砂による埋立て、盛土などの土地へのたい積行為を行う場合は、事前に知事の許可を受ける必要があります。

- ☆ 許可申請には、申請書のほかに土地所有者の同意書、工事の計画図面、施工計画書などの書類及び図面が必要です。

施工計画書は、本条例の施行規則（以下「規則」という。）で規定する技術基準を基に作成してください。

- ☆ 申請者がこの条例による許可の取消処分を受けてから5年を経過していない等、条例で定める欠格要件に該当する場合は、許可をすることはできません。

## 2 許可を受ける必要のない土砂のたい積行為があります

土砂による埋立て、盛土などの土地へのたい積行為であっても、次のような場合には許可は不要です。

- ☆ 土砂埋立区域の面積が2000平方メートル未満の場合

※2

- ☆ 当該事業区域で採取された土砂のみによる埋立て等の場合

- ☆ 規則で定める公益性の高い事業の実施のための埋立て等の場合

- ☆ 採石法又は砂利採取法の認可に係る土地の区域で採取された土砂のみによる埋立て等の場合

※3

- ☆ 災害復旧のために必要な応急措置として行う場合

- ☆ 規則で定める法令等の許可、認可等を受けて行う埋立て等の場合 など

※4

※2 土砂埋立区域には、実際に土砂がたい積される区域のほか進入路や排水施設などの当該土砂埋立て等に関連する土地の区域も含まれます。

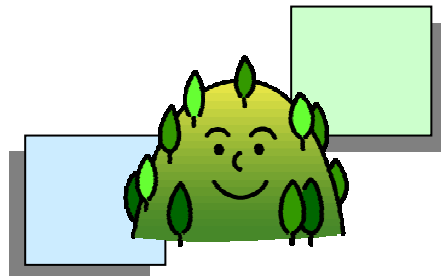
※3 搬出の場合と同様、廃土石による埋立て等については許可が必要です。

※4 この場合許可は不要ですが、法令の許可等の取得状況について、あらかじめ知事に届出を行う必要があります。

## 3 不適切な土砂の埋立て等に対しては、知事が行為の停止等の措置を命じます

- ☆ 無許可の土砂埋立行為や許可の条件に違反して土砂埋立行為が行われた場合には、知事は違反行為者に対して行為の停止や土砂の除却などの必要な措置を採るよう命じることや違反者の氏名等を公表することができます。また、これらの行為は処罰の対象にもなります。

- ☆ 知事が行った措置命令に従わなかった場合も違反者の氏名等を公表する場合があります。また、この措置命令に従わない場合も処罰の対象となります。



# 土砂を搬入しようとするとき

## 1 土砂の搬入を禁止する区域を指定することがあります

- ☆ 知事は、土砂埋立行為が続けられることによって土砂の崩落などが発生するおそれがあると認められるときは、その土砂埋立行為が行われている区域とその周辺の土地を、**土砂搬入禁止区域に指定**する場合があります。
- ☆ 土砂搬入禁止区域に指定した場合は、指定した範囲などを県報や県の庁舎の掲示板に掲示してお知らせします。

## 2 土砂の搬入の禁止

- ☆ 土砂搬入禁止区域に指定された土地には、何人も土砂を搬入することはできません。
- ☆ 土砂搬入禁止区域に土砂を搬入した場合、知事は違反者の**氏名等を公表**する場合があります。また、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入する行為は**処罰の対象**になります。

# 土地所有者の方へ

## 土砂埋立行為のために土地を提供する場合に気をつけていただくことがあります

- ☆ 土砂埋立行為の実施について同意をする前に、工事の実施方法などについて事業者から十分説明を受けてください。
- ☆ 土砂埋立行為の実施中は、説明を受けたとおりに工事が実施されているか確認するよう努めてください。
- ☆ 工事が事業者の説明どおりに実施されていないことを発見した場合は、事業者**に工事の中止を要請するとともに、県の関係機関などへ通報**してください。

### ◆ 条例全般に関するお問い合わせ

広島県 農林水産局 森林保全課 保安林グループ

〒730-8511 広島市中区基町 10-52 電話 (082) 513-3706

### ◆ 申請書等の提出窓口

(平成 24 年 4 月現在)

## 1. 県の機関

事務所名	連絡先	所管区域
西部農林水産事務所 林務第一課	〒730-0011 広島市中区基町 10-52 電話 (082) 513-5456	広島市, 大竹市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町
西部農林水産事務所 東広島農林事業所 林務課	〒739-0014 東広島市西条昭和町 13-10 電話 (082) 422-6911	竹原市

## 2. 事務を移譲した市町

呉市, 三原市, 尾道市, 福山市, 府中市, 三次市, 庄原市, 東広島市, 廿日市市, 江田島市, 安芸太田町, 北広島町, 大崎上島町 (埋立許可については, 町独自条例による。), 世羅町, 神石高原町

◆ 県ホームページ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/87/1170661371413.html> をご覧ください。